

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令の概要

・改正の趣旨

昨年6月に成立した「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」(平成20年法律第74号。以下「改正法」という。)第3条及び第4条により、「割賦販売法」(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)について、過剰与信防止義務、加盟店調査義務の導入等の改正措置が講じられた。

この改正を踏まえ、「割賦販売法施行規則」(昭和36年通商産業省令第95号。以下「施行規則」という。)について所要の改正を行うこととする。

・具体的な主要改正内容(技術的改正事項を除く。)

1. 法第30条の2、第30条の2の2、第35条の3の3及び第35条の3の4関係(支払可能見込額調査、過剰与信防止)

(1) 支払可能見込額調査の方法、生活維持費の算定方法

支払可能見込額は、自己申告に基づく収入、指定信用情報機関等からの情報に基づくクレジット債務の額、世帯人員数・持家の有無等を勘案して算定した生活維持費の額等により算定するものとする。

ただし、主として配偶者の収入により生計を維持している者であって、年収が103万円以下であるもの(専業主婦等)、二親等内の親族の収入により生計を維持している者(学生、老親等)、その収入及びその配偶者の収入により生計を維持している者(共働きの夫婦等)については、表1のような支払可能見込額調査の方法を特例的に認める。

(表1) 支払可能見込額調査の方法(施行規則第39条、第40条、第45条、第71条及び第72条)

	個別クレジット				包括クレジット		
	収入	クレジット債務	生活維持費		収入	クレジット債務	生活維持費
専業主婦等 (第45条第1項、 第2項第3号、 第72条第2項~ 第4項)	日常生活において 必要とされる商品 の購入等	世帯収入 (同意不要)	世帯債務	世帯として算定	専業主婦等 (第40条第2項 ~第4項、 第45条第1項)	世帯収入 (同意不要)	世帯債務
		自己申告 (個人収入 + 世帯主収入)	自己申告世帯主債務 + 指定信用情報機関等 (個人債務)			自己申告 (個人収入 + 世帯主収入)	自己申告世帯主債務 + 指定信用情報機関等 (個人債務)
		個人収入 自己申告	個人債務 指定信用情報機関等			個人として算定	個人収入 自己申告
	日常生活において 必要とされない商 品の購入等	世帯収入 (要同意)	世帯債務	世帯として算定	個人収入	個人債務	個人として算定
		自己申告収入 + 世帯主申告収入	世帯主申告債務 + 指定信用情報機関等		自己申告	指定信用情報機関等	
		個人収入 自己申告	個人債務 指定信用情報機関等		世帯主と同居:ゼロ 世帯主と別居: 個人として算定		

二親等内の親族の収入により 生計を維持している者 (第40条第2項~第4項、 第45条第1項、 第2項第1号、第4号、 第72条第2項~第4項)	個別クレジット・包括クレジット		
	収入	クレジット債務	生活維持費
	世帯収入 (要同意)	世帯債務	世帯として算定
	自己申告収入 + 世帯主申告収入	世帯主申告債務 + 指定信用情報機関等 (個人債務)	
	個人収入 自己申告	個人債務 指定信用情報機関等	

「世帯主」とは主たる生計維持者をいう。
「世帯」とは消費者及び当該消費者と生計を一にする者の集まりをいう。
「専業主婦等」「二親等内の親族の収入により生計を維持している者」「共働きの夫婦等」において収入等を世帯収入等とするのか個人収入等とするのかは選択可能。
「収入」とは年収又は預貯金を指す。
「自己申告」には年収については推定年収、債務についてはその他の方法を含む。
「世帯として算定後、減額」とは世帯として生活維持費を算定した後、配偶者間の年収に応じて按分した額又は1/2に相当する額。
上記に加え、借入の状況を勘案することを含め総合と信を行う。

共働きの夫婦等 (第40条第2項~第4項、 第45条第1項、 第2項第2号、第5号、 第72条第2項~第4項)	個別クレジット・包括クレジット		
	収入	クレジット債務	生活維持費
	世帯収入 (要同意)	世帯債務	世帯として算定
	自己申告収入 + 配偶者申告収入	配偶者申告債務 + 指定信用情報機関等 (個人債務)	
	個人収入 自己申告	個人債務 指定信用情報機関等	

(表2) 基本となる生活維持費(第45条第1項及び別表第2)

		万円/年			
		1人	2人	3人	4人以上
住宅所有	住宅ローン無し	90	136	169	200
住宅不所有	借賃支払無し				
住宅所有	住宅ローン有り	116	177	209	240
住宅不所有	借賃支払有り				

(表3) 地域生活維持費(第45条第3項及び別表第3)

生活保護制度	割合
3級地 - 1	90 / 100
3級地 - 2	85 / 100

生活保護制度における3級地 - 1、3級地 - 2に該当する地域に消費者が居住していることを確認した場合、表1、表2で定めた生活維持費にそれぞれ上記の割合を乗じることができる。

(2) カード等の有効期限更新時調査・極度額増額時調査（施行規則第41条及び第42条）

新規カード交付時に申告を受けた事項（変更があったと認めるときは、変更後のもの）等及びクレジット債務を確認して、並びに借入れの状況を勘案して調査しなければならない。

更新時調査の場合、更新しようとする日の前6月以内に行うこと。

(3) 消費者の保護に支障を生ずることがない場合（施行規則第43条、第48条、第73条及び第74条）

包括クレジット（第43条第1項）

）極度額が30万円以下のカード等を交付等する場合又は極度額を30万円を上限として増額する場合（簡易な審査が必要）（第1号）

）消費者からの求めに応じ、極度額を一時的に増額する場合（消費者の目的、利用予定加盟店を確認すること等が必要）（第2号）

）更新時調査の際、自社の包括クレジット債務が5万円未満の場合（第3号）

）カード等に付随するカード等を法により定められた極度額の範囲内で交付又は増額等する場合（第4号）

）カード等を紛失等した際に再発行する場合（第5号）

個別クレジット（第73条及び第74条）

）店舗販売等で、支払総額10万円以下の生活に必要とされる耐久消費財に対する個別クレジット契約を締結しようとする場合（簡易な審査が必要）（第73条第1項）

）生活に必要とされる耐久消費財に対する個別クレジット契約を締結しようとする場合（丁寧な審査が必要）（第74条第1項第2号）

）大学の学費等に対する個別クレジット契約を締結しようとする場合（丁寧な審査が必要）（同項第3号）

）生命・身体を保護するため緊急に必要とされる商品・役務に対する個別クレジット契約を締結しようとする場合（丁寧な審査が必要）（同項第4号）

(4) 居住用資産（施行規則第44条及び第73条第3項）

支払可能見込額に算定不可な居住用資産としては、自宅、その敷地（地上権を含む。）

(5) 記録保存義務（施行規則第43条第2項、第47条の2、第73条第2項、第73条の2及び第74条第2項）

契約年月日、支払可能見込額調査の結果等について、書面又は電磁的記録により、包括クレジットにあっては有効期間の満了日等、個別クレジットにあっては個別クレジット契約の最終返済日まで保存しなければならない。

2. 法第35条の3の5及び第35条の3の7関係（加盟店調査）

（1）調査項目、調査方法、対象者（施行規則第75条～第77条）

個別クレジット業者が訪問販売等を行う販売業者等と新規に加盟店契約を締結しようとする場合には、当該販売業者等に対して表4の第1表の調査を行う。（第75条第1号及び第76条第2項～第9項）

個別クレジット業者が消費者と訪問販売等契約に係る個別クレジット契約を締結しようとする場合には、消費者に対して表4の第2表の調査を、申込みを受けた後相当な期間をおいて、電話等により行う。（第75条第2号、第76条第10項～第12項及び第77条第1項第1号）

消費者等からの加盟店に関する苦情の内容が特定商取引法に定める禁止行為等に該当するおそれがあること又は訪問販売等を行う加盟店による勧誘行為に関する苦情の発生状況が他の訪問販売等を行う加盟店による勧誘行為に関する苦情の発生状況と比べて多いような場合には、苦情の内容に応じ表4の第1表又は第2表の内容等について必要な調査を行う（苦情のあった加盟店に対して表4の第1表の調査を行っていない場合、第1表の調査を行うことを含む。）（第77条第1項第2号、第3号及び同条第2項）

（2）記録保存義務（施行規則第78条）

第1表の調査（加盟店契約を締結した場合に限る。）

調査年月日、調査の結果、契約年月日

第2表の調査（個別クレジット契約を締結しなかった場合を含む。）

調査年月日、調査の結果、契約年月日

上記（1）の調査

調査年月日、調査の結果

上記～に掲げる事項について、書面又は電磁的記録により、作成後5年間保存しなければならない。

(表4) 加盟店調査義務における調査事項・調査方法(施行規則第75条~第77条)
(第1表) 加盟店に関する調査

調査事項(第75条)	調査方法(調査内容の基準)(第75条及び第76条)
イ) 基本的事項(第1号イ)	イ 特定商取引類型の種類(第76条第3項第1号) ロ 名称、住所、電話番号、代表者氏名(同項第2号) ハ 営業所の住所、電話番号(同項第3号) ニ 営業・販売活動を行う地域(同項第4号)
イ) 商品・役務の内容(連鎖販売にあつては特定利益、業務提供誘引販売にあつては業務提供利益を含む。)(第1号ロ、ハ)	イ 勧誘書類(勧誘に際して購入者等に提示するもの)(第76条第4項第1号、第2号) ロ 商品等に係る性能・品質・効果・効能・必要数量に関する苦情・相談に応じて、その根拠資料(同項第3号) ハ 特定利益・業務提供利益に関する苦情・相談に応じて、その根拠資料(第5項)
イ) 履行体制(第1号二、ホ)	イ 取引の状況及び信用状況を確認(直近の決算書又は第三者機関による確認)(第76条第6項) ハ 連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売に関し、業務の持続性(第7項)
イ) 特商法上の処分状況(第1号ハ)	イ 過去5年間における特商法に基づく指示、業務停止命令の有無(第76条第8項第1号) ロ 役員について、過去5年間における特商法に基づく指示、業務停止命令を受けた法人の役員の経歴の有無等(同項第2号、第3号)
イ) 苦情処理体制、苦情の発生状況、その内容(第1号ト、チ)	イ 悪質な勧誘行為を防止するための体制(第75条第1号ト) ロ 苦情処理体制に関する組織及び執行体制(同上) ハ 消費者の利益の保護に欠ける行為に関する情報等の状況(第三者機関に確認)(第76条第9項)

(第2表) 個別クレジット契約に関する調査

調査事項(第75条)	調査方法(調査内容の基準)(第76条及び第77条)
イ) 商品・役務の内容等の契約内容等に関する事項(第2号イ)	イ 商品・役務の数量や支払総額などの契約申込書面に記載されている事項に関する販売業者の虚偽説明等による申込者等の誤認の有無(第76条第11項第1号) ロ 商品・役務に係る内容(性能、品質、効果、必要数量)に関する販売業者による断定的な説明の有無(第76条第11項第2号)(有る場合はその根拠を調査すること)(第77条第1項第1号) ハ 将来価値の不確実な事項に関する販売業者等による断定的な説明の有無(第76条第11項第2号) ニ 付帯サービスなどの書面に記載されていないもので、申込者の購入判断に影響を及ぼすような事項の有無(第76条第11項第3号)(有る場合には当該事項に関する販売業者の虚偽説明等による申込者の誤認の有無を調査すること)(同項第4号) ホ 上記イ~ニのほか、消費者の購入判断に影響を及ぼすようなものに関する販売業者の虚偽説明等による申込者等の誤認の有無(同項第5号)
イ) クーリング・オフ関連(第2号イ)	イ 損害賠償、違約金の取決めなどの契約申込書面に記載されている内容に関する販売業者による虚偽説明等のクーリング・オフ妨害による申込者等の誤認の有無(第76条第11項第1号) ロ 販売業者による虚偽説明等による申込者等のクーリング・オフ起算点等の事実に関する誤認等の有無(同項第3号、第4号)
イ) 「連鎖販売取引」及び「業務提供誘引販売取引」関連(第2号イ)	イ 連鎖販売契約及び業務提供誘引販売契約において、商品購入代金、入会金、研修費等の特定負担の内容、金額に関する販売業者による虚偽説明等による申込者等の誤認の有無(第76条第11項第1号) ロ 連鎖販売契約において、マージン、紹介料等の特定利益に係る算定方法、前提条件等に関する販売業者による虚偽説明等による申込者等の誤認の有無(第76条第11項第1号) ハ 業務提供誘引販売契約において、業務提供利益の前提条件等に関する販売業者による虚偽説明等による申込者等の誤認の有無(第76条第11項第1号)
イ) 上記i)~iii)以外の特定商取引法及び消費者契約法に規定する行為に関する事項(第2号ロ)	イ 販売業者が、契約の申込をさせ、又は撤回若しくは解除を妨げるため、申込者を威迫・困惑させる行為をしたことの有無(第76条第12項) ロ 申込者が販売業者等に対しその住居から退去すべき旨又は勧誘をしている場所から退去する旨の意思表示を示したにもかかわらず、販売業者が退去しない又は退去させない行為をしたことの有無(同上)

3. 法第30条の5の2及び第35条の3の20関係（業務の運営に関する措置）

(1) 個人情報（特定信用情報を含む。）の保護、委託先の監督（施行規則第56条～第59条、第89条～第92条）

(2) 消費者の知識、経験、財産の状況及び個別クレジット契約を締結する目的に照らして適切な業務の実施（施行規則第93条）

加盟店調査等により知った事項からみて、訪問販売による過量販売となるおそれがある場合には個別クレジット契約を締結してはならない。ただし、消費者に当該契約の締結を必要とする特別の事情があることを確認した場合、この限りでない。

(3) 苦情処理及び加盟店情報交換制度（施行規則第60条、第77条、第94条及び第135条）

加盟店関係苦情処理

消費者等からの加盟店に関する苦情の内容が特定商取引法に定める禁止行為等に該当するおそれがあること又は加盟店に関する苦情の発生状況が、他の加盟店に関する苦情の発生状況と比べて多いような場合には、苦情の内容に応じ必要な調査を行い、調査の結果に基づき改善措置を講ずる。

加盟店に関する苦情が発生した場合の調査について整理すると以下のとおり。

）包括クレジット関係（第60条）

	包括クレジットに係る業務に関する消費者の利益の保護に欠ける行為に関する苦情		
	包括クレジット加盟店による勧誘に関する苦情		
	不実告知等に該当	左記以外	
オンアス	一件であろうと調査 (第60条第2号イ)	発生状況を踏まえ、調査 (第60条第3号イ)	
オンアス 以外	発生状況を踏まえ、調査 (第60条第3号ロ)		

「オンアス」とは、包括クレジット業者が直接加盟店契約を締結している場合であって、消費者が当該包括クレジット業者が発行したカード等を当該加盟店で使用する場合を指す。

「不実告知等に該当」とは、「法第35条の3の7各号に規定に違反する行為」を指す。

）個別クレジット（第77条、第94条）

個別クレジットに係る業務に関する消費者の利益の保護に欠ける行為に関する苦情			
個別クレジット加盟店による勧誘に関する苦情			
特定契約関係に関する苦情		左記以外(店舗契約関係等)	
不実告知等に該当	左記以外	不実告知等に該当	発生状況を踏まえ、 調査 (第94条第3号)
一件であろうと調査 (第77条第1項第2号)	発生状況を踏まえ、調査 (第77条第1項第3号)	一件であろうと調査 (第94条第2号イ)	

「不実告知等に該当」とは、「法第35条の3の7各号に規定に違反する行為」を指す。

上記調査の事由及び調査の事実、加盟店契約を解除した場合における解除の事由及び解除の事実、加盟店の名称、住所、電話番号、代表者の氏名、生年月日について、認定割賦販売協会が有する加盟店情報交換制度に報告する事項とする。(第135条)

自社関係苦情処理(第60条第2号ロ及び第94条第2号ロ)
苦情の内容に応じ必要な調査を行い、調査の結果に基づき改善措置を講ずる。

4. 法第30条の2の3、第35条の3の8、第35条の3の9、第35条の3の10、第35条の3の11関係(書面交付)

包括クレジット(特に加盟店。施行規則第54条及び第55条)

現金提供価格が1万円未満の役務又は一過性の役務に関しては役務の種類、回数等について省略可能(消費者から求められた場合は除く。)とする。(第54条第1項)

非対面かつ非勧誘で消費者が機器にカード等を提示等して販売契約等を締結する場合であって、

イ) 直販商品・直販指定権利(第54条第2項第1号)

ロ) 一過性の役務(同項第2号)

については省令記載事項を省略可能とする。

個別クレジット(施行規則第79条~第88条)

法改正に合わせて所要の整備をする(商品等の種類は法定事項)。また、従前の書面記載事項に加えて、販売業者等の電話番号を連絡先として記載事項とするとともに、連鎖販売であるときは特定負担及び特定利益、業務提供誘引販売であるときは特定負担に関する事項を記載することとし、これらの事項の書面記載方法を定める。

その他、クーリング・オフ妨害解消書面の記載事項・記載方法について定める。

5. 法第31条~第35条の3、第35条の3の23~第35条の3の35関係(登録制)

(1) 申請書類(施行規則第63条及び第99条)

従前の申請書類に加えて、兼営事業の概要等、株主等の名簿及び親会社等の名簿、加入指定信用情報機関等、社内規則等、組織図などを登録の申請の際に必要な書類として定める。

(2) 申請書類に記載する役員(施行規則第64条)

取締役等と同等以上の支配力を有する者で役員に該当する者は、当該法人の総株主等の議決権の100分の25又は親会社の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する個人等とする。

(3) 登録拒否要件(施行規則第65条、第66条、第100条及び第101条)

不正な行為等をするおそれがあると認められる法人(第65条、第100条)

登録取消し処分に係る行政手続法に基づく通知があった日以後に廃業届けをした法人等とする。

公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制(第66条、第101条)

) 支払能力調査、加盟店調査等を円滑に実施できる体制

) 苦情処理体制

) クレジットの公正かつ適確な実施を確保するための社内規則等

) この法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するための体制

が整備されていることとする。

6. 法第35条の3の36～第35条の3の59関係(指定信用情報機関)

(1) 指定要件(施行規則第104条及び第105条)

特定信用情報の規模(第104条第1項)	省令で定める基準(同条第2項)
加入包括クレジット業者の数	50以上であること(第1号)
加入個別クレジット業者の数	30以上であること(第2号)
保有する包括クレジット及び二月払購入あっせんに係る債務の合計額	1兆5千億円以上であること(第3号)
保有する個別クレジット及び二月払個別購入あっせんに係る債務の合計額	3兆円以上であること(第4号)
保有する契約商品名(契約権利又は契約役務の場合にあっては、当該権利又は当該役務の種類)等の合計件数	400万件以上であること(第5号)

以上に加え、財産的基礎の要件として、純資産額が5億円以上であることを定める。(第105条)

その他指定申請書類等、監督に関して必要な事項を定める。(第106条～第117条)

(2) 加入クレジット業者

基礎特定信用情報(施行規則第118条)

i) 消費者本人の属性情報(第1項)

イ) 氏名(ふりがなを付す。)(第1号)

ロ) 住所(第2号)

ハ) 生年月日(第3号)

ニ) 電話番号(勤務先の電話番号を除く。)(第4号)

- ホ) 勤務先の商号又は名称(第5号)
- ヘ) 運転免許証の番号(加入包括クレジット業者又は加入個別クレジット業者が入手した場合に限る。)(第6号)
- ト) 本人確認書類の番号等(加入包括クレジット業者又は加入個別クレジット業者が入手した場合に限る。)(第7号)

)その他の基礎特定信用情報(第2項)

イ) 包括クレジット(第1号)

(一) 年間支払見込額(同号イ)

(二) 包括クレジット債務又は包括クレジットの手数料の支払の遅延の有無(同号ロ)

(三) 包括クレジットを特定するに足りる番号等(同号ハ)

ロ) 個別クレジット(第2号)

(一) 年間支払見込額(同号イ)

(二) 個別クレジット債務又は個別クレジットの手数料の支払の遅延の有無(同号ロ)

(三) 個別クレジットを特定するに足りる番号等(同号ハ)

(四) 契約商品名(契約権利又は契約役務の場合にあっては、当該権利又は当該役務の種類)等(同号ニ)

(五) 契約商品の数量(契約権利又は契約役務の場合は、契約権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)等(同号ホ)

同意を不要とする場合(施行規則第119条)

加入包括クレジット業者又は加入個別クレジット業者が加入指定信用情報機関に消費者の特定信用情報の提供依頼をする場合に、次の() ()に掲げる時前に提供した包括クレジット又は個別クレジットに係る債務等の管理に必要な場合は、法第35条の3の57第1項に規定する同意を不要とする。

) 包括クレジット業者又は個別クレジット業者と特定信用情報提供契約を締結している信用情報機関が指定を受けたとき

) 包括クレジット業者又は個別クレジット業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結したとき

同意に関する記録保存義務(施行規則第121条)

同意に関する記録について、書面又は電磁的記録により、当該同意に基づき指定信用情報機関が特定信用情報を保有している間保存しなければならない。

7. 法第35条の16関係（クレジットカード番号等の保護）

- (1) クレジットカード等購入あっせん業者（以下「イシューアー」という。）及び立替払取次業者（以下「アクワイアラ」という。）が講ずる安全管理措置（施行規則第132条）

イシューアー（第1項）	アクワイアラ（第2項）
クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法に規定されている安全管理（組織的、人的、物理的、技術的）や従業者の監督を行うよう規定する（第1号～第4号）	クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法に規定されている安全管理（組織的、人的、物理的、技術的）や従業者の監督を行うよう規定する
不正利用防止策（第5号）	
再発防止策（第6号）	再発防止策

イシューアー：クレジットカード発行会社。

アクワイアラ：クレジットカード発行会社が加盟店に支払う立替払金を自己の名をもって取次ぎする業者。

- (2) イシューアー及びアクワイアラのクレジットカード番号等保有業者に対する指導その他の措置（施行規則第133条）

		イシューアー及びアクワイアラ
加盟店	事前措置	<ul style="list-style-type: none"> ）漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の状況をイシューアー又はアクワイアラに対して連絡すべき旨を通知すること等（第2項第1号） ）漏えい等の事故が発生したときは、再発防止策に関し指導を行う旨を通知すること（第2項第3号）
加盟店の委託先		<ul style="list-style-type: none"> ）漏えい等の事故が発生したときは、加盟店を通じ当該事故の状況をイシューアー又はアクワイアラに対して連絡すべき旨を通知すること等（第2項第2号） ）漏えい等の事故が発生したときは、加盟店を通じ再発防止策に関し指導を行う旨を通知すること（第2項第4号）
加盟店	事後措置	再発防止策に関し指導（第3項）
加盟店の委託先		加盟店を通じ再発防止策に関し指導（第4項）
自社の委託先		監督（第5項）

．附則

1．施行期日

(1) 改正法第3条関係

平成21年12月1日に改正法第3条関係が施行されることとなるため、同日に本改正施行規則(施行規則第43条第2項、第47条の2、第73条第2項、第73条の2及び第74条第2項を除く。)も施行する。

(2) 改正法第4条関係

改正法の公布日(平成20年6月18日)から起算して2年6月を超えない範囲内において、政令で定める日に改正法第4条関係が施行されることとなるため、同日に本改正施行規則(施行規則第43条第2項、第47条の2、第73条第2項、第73条の2及び第74条第2項)も施行する予定。

2．経過措置

(1) 二親等内の親族からの同意に関する経過措置

この省令の施行の際既に改正後の割賦販売法施行規則(以下「新省令」という。)第40条第2項第2号に掲げる者に相当する者及び同号に規定する親族に相当する者の年収を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該親族に相当する者から得ている同意又は同条第3項第2号に掲げる者に相当する者及び同号に規定する親族に相当する者の預貯金を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該親族に相当する者から得ている同意は、それぞれ同条第2項の規定により同項第2号に掲げる者及び同号に規定する親族の年収を合算して算定することにつき当該親族から得た同意又は同条第3項の規定により同項第2号に掲げる者及び同号に規定する親族の預貯金を合算して算定することにつき当該親族から得た同意とみなす。

(2) 共働き配偶者からの同意に関する経過措置

この省令の施行の際既に新省令第40条第2項第3号に掲げる者に相当する者及び当該者の配偶者に相当する者の年収を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該配偶者に相当する者から得ている同意又は同条第3項第3号に掲げる者に相当する者及び当該者の配偶者に相当する者の預貯金を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該配偶者に相当する者から得ている同意は、それぞれ同条第2項の規定により同項第3号に掲げる者及び当該者の配偶者との年収を合算して算定することにつき当該配偶者から得た同意又は同条第3項の規定により同項第3号に掲げる者及び当該者の配偶者との預貯金を合算して算定することにつき当該配偶者から得た同意とみなす。

(3) 改正後の割賦販売法(以下「新法」という。)施行に伴い新たに規制対象事業者となった包括クレジット業者が事前に承諾を得ていない消費者

に対して電磁的方法による書面交付を行う方法に関する経過措置
包括クレジット業者に相当する者が、改正法の施行前に、次の に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている消費者に相当する者に対し次の に掲げる事項を通知した場合において、当該消費者に相当する者が に規定する一定の期間内に に掲げる事項について異議を述べなかったときは、新法第30条の6において読み替えて準用する新法第4条の2の承諾（新法第30条の2の3第1項から第3項までに規定する書面に記載すべき事項（改正前の割賦販売法（以下「旧法」という。）第30条の2第1項から第3項までに規定する書面に記載すべき事項を除く。）に係るものに限る。）があったものとみなす。

新法第30条の2の3第1項から第3項までに規定する書面に記載すべき事項（旧法第30条の2第1項から第3項までに規定する書面に記載すべき事項を除く。）を新法第30条の6において読み替えて準用する新法第4条の2に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により提供する旨

に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

なお、 の期間は、一月を下ってはならない。

- (4) 新法施行に伴い新たに規制対象事業者となった包括クレジット加盟店が事前に承諾を得ていない消費者に対して電磁的方法による書面交付を行う方法に関する経過措置

包括クレジット加盟店に相当する者が、改正法の施行前に、次の に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている消費者に相当する者に対し次の に掲げる事項を通知した場合において、当該消費者に相当する者が に規定する一定の期間内に に掲げる事項について異議を述べなかったときは、新法第30条の6において読み替えて準用する新法第4条の2の承諾（新法第30条の2の3第4項に規定する書面に記載すべき事項（旧法第30条の2第4項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）に係るものに限る。）があったものとみなす。

新法第30条の2の3第4項に規定する書面に記載すべき事項（旧法第30条の2第4項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）を電磁的方法により提供する旨

に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

なお、 の期間は、一月を下ってはならない。

- (5) 登録申請書提出中の個別クレジット業者に関する経過措置

改正法の施行の日から起算して6月間は、新省令第104条第1項中「登

録個別信用購入あつせん業者をいう。」とあるのは、「登録個別信用購入あつせん業者及び法第35条の3の24第1項の申請書を提出した個別信用購入あつせん業者（法第35条の3の24第1項の登録又は登録の拒否の処分を受けた個別信用購入あつせん業者を除く。）をいう。」と読み替えるものとする。

(6) クレジット業者に対する指定信用情報機関への情報提供義務に関する経過措置

クレジット業者は、当該クレジット業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が新法第35条の3の36第1項の指定を受けた場合には、新法第35条の3の56第1項の規定にかかわらず、当該特定信用情報提供等業務を行う者に対し、新法第35条の3の36第1項の指定を受けた時前に締結された包括クレジット契約又は個別クレジット契約に係る新省令第118条第1項第5号から第7号まで並びに同条第2項第2号ニ及びホに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入クレジット業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

(7) 包括クレジット業者に対する指定信用情報機関への情報提供義務に関する経過措置

包括クレジット業者は、当該包括クレジット業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、新法第35条の3の36第1項の指定を受けた時前にカード等を交付し又は付与している消費者を相手方とする包括クレジット契約を当該特定信用情報提供等業務を行う者が同項の指定を受けた時以後に締結した場合には、新法第35条の3の56第2項の規定にかかわらず、加入指定信用情報機関に対し、新省令第118条第1項第5号から第7号までに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入包括クレジット業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

(8) クレジット業者に対する指定信用情報機関への情報提供義務に関する経過措置

新省令第118条第2項第1号イ及び同項第2号イの規定は、改正法第4条施行までの間、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しない加入クレジット業者には適用しない。

(9) 加入包括クレジット業者に対する同意取得義務に関する経過措置

新法第35条の3の57第2項の規定は、加入包括クレジット業者が新省令第119条第2項の規定により新法第35条の3の57第2項各号に掲げる同意を包括的に得ようとする場合であって、当該加入包括クレジット業者が消費者から同意を得ようとする包括クレジット関係受領契約が次の() ()に掲げる時前にカード等を交付等している消費者を相手方とするものである場合は、適用しない。

-) 包括クレジット業者と特定信用情報提供契約を締結している信用情報機関が指定を受けたとき
-) 包括クレジット業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結したとき

(10) イシューア-及びアクワイアラのクレジットカード番号等保有業者に対する事前指導等の措置に関する経過措置

この省令の施行前に新省令第133条第1項の規定の例により講じた措置は、同項の規定により講じた措置とみなす。